

申告受付を行います

◎申告に必要なもの

①所得が確認できるもの

□給与所得者、年金所得者

- ・源泉徴収票の原本（複数ある場合は全て）

□漁業、農業等の事業所得者

- ・簡易決算書又は収支内訳書
- ・収入及び経費が分かる帳簿及び水揚証明書、出荷証明書、領収書など
- ・預金通帳等

②所得控除が確認できるもの

□医療費控除

- ・領収書、支払証明書など
(受診者及び病院ごとに集計されていない場合は受付いたしません)

□生命保険料控除、地震保険料控除

- ・控除証明書

□社会保険料控除

- ・国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料等の領収書など支払額がわかるもの

□障害者控除

- ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書（いきいき健康推進課で交付を受けてください）

□住宅取得控除

- ・借入金年末残高証明書など

③印鑑

④預金通帳

- (所得税を口座振替で納税する場合、銀行印も必要です)

⑤確定申告書（税務署から送付されている場合）

帳簿がないと申告受付できません！

事業所得（農業・漁業等）のある方の申告受付には、収入・経費がまとめられた「帳簿」のほか、

「簡易決算書」、又は、「収支内訳書」が必要です。

平成26年1月から事業を営む全ての方に、収入や経費を帳簿に記帳することと、その保存が義務付けられました。

そのため、申告受付の際には、日々の売上げや経費が記帳された「帳簿」と、その内容をまとめた「簡易決算書」又は「収支内訳書」が必要です。

帳簿等の提出がない場合、
申告受付ができません。
必ず事前の作成をお願いします。

※「簡易決算書」には、様式の定めがありませんので任意の様式で構いません。ただし、1年分の収入及び経費（科目別）がまとめられている必要があります

※昨年2月～3月に村体育館で申告をされた際に、事業所得（農業・漁業等）があった方には、「簡易決算書」の様式例を送付しておりますので、ご活用ください

むつ税務署からのお知らせ

お問い合わせ TEL0175-22-3294

■確定申告はお忘れなく

◎申告と納付の期限

- ・所得税及び復興特別所得税・贈与税：3月16日（月）
- ・消費税及び地方消費税：3月31日（火）

◎申告書作成会場

開設期間	2月5日（木）～3月16日（月） 9：00～17：00 土・日・祝日を除く
開設場所	下北合同庁舎3階

※作成会場は、15時以降・3月以降は大変混み合います
※所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成に当たっては、「復興特別所得税」欄の記載漏れにご注意ください

■申告書の作成は、

国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」が便利です

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算され、所得税や消費税の確定申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して、インターネットで自宅や事務所などから提出することができます。

詳しくは、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

■確定申告電話相談センターをご利用ください

確定申告に関するご相談は「確定申告電話相談センター」の専門スタッフがご答えしております（自動音声案内で「0」を選択）。